

## 入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年（2026年）5月22日

下関市長 前田 晋太郎

- 1 件 名 登録有形文化財日清講和記念館保存活用計画策定業務
- 2 業務場所 受託者の施設及び関係各所
- 3 概 要 保存活用計画策定のための計画立案、方針検討、文化財建造物の実態把握、準備資料収集作成、関係各所へのヒアリング、策定委員会の運営支援等を行う。  
詳細は別紙1仕様書のとおり
- 4 契約期間 契約締結日から令和9年3月25日
- 5 入札条件
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
  - (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「調査・研究」の「調査・分析」に登録があること。
  - (4) 過去5年の間に、重要文化財建造物、登録有形文化財建造物、地方公共団体が指定する文化財建造物のいずれかの保存活用計画策定業務実績を2件以上有すること。
- 6 申請方法  
入札に参加しようとする者は次の①②を下関市立歴史博物館に郵送（書留郵便物に限る。）又は持参し、提出すること。
  - ①入札参加資格確認申請書
  - ②入札条件に挙げる（4）の内容が確認出来る書類
- 7 申請書提出期限
  - (1) 申請書提出期限 令和8年6月3日（水）10時まで（必着）
  - (2) 提出先 〒752-0979  
下関市長府川端二丁目2番27号 下関市立歴史博物館

## 8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年6月5日（金）までにファクシミリにて通知する。承認の通知を受けたものは、入札参加資格があるものとする。

## 9 質問の方法

- (1) 本入札に関する質問はファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は、令和8年5月28日（木）17時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。
- (4) 問合せ先 下関市立歴史博物館  
ファクシミリ番号：083-245-3310

## 10 入札方法

入札書（第2号様式）を下記11（2）入札（開札）場所に持参すること。  
入札書には、消費税及び地方消費税相当額を含まない委託料の総額を入札金額とし記載すること。

## 11 入札（開札）日時等

- (1) 入札（開札）日時 令和8年6月9日（火） 13時30分
- (2) 入札（開札）場所 下関市立歴史博物館 会議室  
下関市長府川端二丁目2番27号  
電話番号：083-241-1080

## 12 入札保証金

下関市契約規則による。  
ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 13 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市立歴史博物館に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、代理人をして入札させるときは、その委任状（第3号様式）を代理人に持参させなければならない。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札参加条件を満たさなくなった時、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札

を中止し、又は延期する場合がある。

- (6) 入札において、落札となるべき価格の入札をした入札者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めることとする。
- (7) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (9) 入札会場への入場は、1名までとする。
- (10) 次に掲げるいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
  - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
  - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
  - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (11) 入札等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。